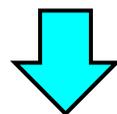


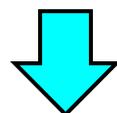
保護林管理委員会の設置について

- 保護林制度は大正4年に発足し、平成元年に最終改正。7区分の保護林を設定し保護管理を実施。

保護林制度の最終改正から四半世紀が経過し、生物多様性に関する科学的知見・保護管理の手法は大きく進歩するなど保護林制度を巡る状況は大きく変化。



- 林野庁本庁において保護林制度の見直しが行われ、林野庁長官通知が発出。生物多様性の保全に配慮した簡素で効率的な管理体制を再構築するため、各森林管理局に設置していた保護林関係等の各委員会を保護林管理委員会に一元化。



- 近畿中国森林管理局においても、保護林管理委員会を設置。林野庁長官通知に基づき、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全(緑の回廊等)について検討。

注：「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付27林国計第49号林野庁長官通知）